

JEIS 登録小型船舶教習所利用規約

第1条 (適用)

本利用規約（以下「本規約」といいます。）は、一般財団法人日本船舶職員養成協会近畿（以下「当協会」といいます。）が実施する船舶教習等（後に定義されます。）について、受講生（後に定義されます。）と当協会との間の権利義務関係を定めるものであり、受講生と当協会との間の船舶教習等に関わる一切の關係に適用されます。

第2条 (定義)

- 「船舶教習等」とは、当協会が提供する、船舶職員及び小型船舶操縦者法（以下「法」といいます。）や船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（以下「施行規則」といいます。）等に基づく新規の小型船舶免許取得のための教習その他付随手続をいいます。
- 「教習契約」とは、当協会と受講生の間で締結される、船舶教習等の受講契約をいいます。
- 「受講生」とは当協会との間で教習契約を締結した方をいいます。

第3条 (教習契約の不成立)

- 教習開始日（電話（またはネット）による仮申込時に決定します。）の10日前までに以下の手続きが行われなかった場合、教習契約は成立しません。
 - 申込必要書類の提出
 - 受講料の銀行振込またはクレジットカード決済
- 前項の手続きが期間内に行われた場合であっても、以下の法定の免許欠格事由及び以下の免許取得に支障が生じる事由がある場合には教習契約は成立しません。ご懸念のある方は、あらかじめご相談下さい。
 - 以下の規則別表第9の検査項目について、一つでも必要な身体検査基準を満たしていない場合

検査項目	適正基準
視力（眼鏡等使用可）	両眼とも0.5以上、または片眼のみ0.5以上の場合はその視野が150度以上あること。
聴力（補聴器使用可）	5mの距離で話声語が聞こえること、又は、聞こえない場合、汽笛音検査に合格すること。 ※話声語…机に向かい合い、話をして相手に理解できる程度の普通の大きさの声音
眼疾患、疾病の有無	軽症であること。※注1
身体機能の障害の有無	軽症であること。※注2、※注3

※注1：視覚機能の障害、心臓疾患、精神の機能の障害、言語機能の障害、運動機能の障害その他の疾病があっても軽症で小型船舶操縦者の業務に支障をきたさないと専門医に認められること。

※注2：身体機能の障害があっても、限定がなされた操縦免許を受けようとする方については、その障害の程度に応じた補助手段を講ずることにより、小型船舶の操縦に支障がないと国土交通大臣に認められること。その場合、教習開始前に、国家試験機関による身体機能確認が必要になるので、ご相談下さい。

※注3：国家試験機関発行の身体機能確認表をお持ちの場合、必ず申込時、提出が必要です。

(2) 以下の一定の病気などを有している場合

- 統合失調症
- てんかん、再発性の失神、無自覚性の低血糖症、認知症
- そううつ病、重度の睡眠障害
- アルコール・麻薬等の中毒
- その他文字もしくは言語の理解不足があることで教習に支障が生じると判断した場合

(3) 以下のいずれかに該当する場合

- 業務停止の処分を受け、業務停止の期間中である場合
- 操縦免許を取り消され、取消しの日から5年を経過していない場合

第4条 (受講料など)

- 各種料金については、当教習所の「料金表」の規定に準じます。
- 料金はすべて前払いです。
- 身体検査等の結果により教習を受講できない場合や教習開始前の解約については振込手数料を差し引いた上でお支払い済みの受講料を返金いたします。但し、教習開始日当日の解約についてはこの限りではありません。
- 教習開始後、実技教習日の前日又は当日の受講生都合による実技教習日程の変更には当協会規程によるキャンセル料が発生します。

- 5 教習開始後、受講生の都合で教習契約を解約した場合、お支払い済みの受講料一切を返金できません。
- 6 次条2項記載の期限を徒過した場合、お支払い済みの受講料一切を返金できません。
- 7 全ての教習終了後、第3条2項記載の免許欠格事由があることなどにより、免許を取得できなかった場合又は取得後取消になった場合でも支払済みの受講料一切を返還できません。また、クレジット会社に対する教習契約に係る未払い代金債務がある場合には、受講生が支払義務を負うことになります。

第5条（遵守事項）

- 1 教習中は、当協会の規則、「受講者心得」及び教員又は職員の指導、指示に従って頂きます。従わない場合、教習契約を解除する場合があります。
- 2 船舶教習等は、教習開始日から1年以内に修了しなければなりません。期限を経過した場合、既に受講した教習及び受験した修了試験の実績は原則として無効となり本契約は終了します。

第6条（反社会的勢力の排除）

- 1 受講生は、次の各号の事項を確約します。
 - (1) 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」といいます）ではないこと
 - (2) 反社会的勢力と次の関係を有していないこと
 - ア 自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係
 - イ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している関係
 - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、教習契約を締結するものでないこと
 - (4) 自ら又は第三者を利用して教習契約に関して次の行為をしないこと
 - ア 暴力的な要求行為
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ウ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - エ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて当協会の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
 - オ その他前各号に準ずる行為
- 2 受講生が、次のいずれかに該当した場合には、当協会は何らの催告を要せずして、教習契約を解除することができます。
 - ア 前項(1)又は(2)の確約に反する表明をしたことが判明した場合
 - イ 前項(3)の確約に反し契約をしたことが判明した場合
 - ウ 前項(4)の確約に反した行為をした場合
- 3 前項の規定により教習契約が解除された場合には、受講生は、当協会に対し、当協会の被った損害を賠償するものとします。
- 4 第2項の規定により教習契約が解除された場合には、受講生は、解除により生じる損害について、当協会に対し一切の請求を行えません。

第7条（免責）

当協会は教習を行うに当たり、安全の確保に努めます。ただし、天災地変や受講生の不注意に起因する事故等、当協会の責めに帰さざる事由により受講生に生じた損害については、当協会は責任を負いかねます。

第8条（専属的合意管轄）

本利用規約又は教習契約に関する一切の紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

上記について、ご確認、ご承諾の上、お申込み下さい。

国土交通省登録小型船舶教習所
一般財団法人 日本船舶職員養成協会近畿